

個人情報ファイル簿（単票）

【税務町民課・税務収納係】

個人情報ファイルの名称	過誤納金の還付充当に関する事務	
行政機関等の名称	真鶴町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	税務町民課	
個人情報ファイルの利用目的	町税等の過誤納者に還付及び充当を行う。	
記録項目	個人の収納状況	
記録範囲	収納の過誤納者	
記録情報の収集方法	収納システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 17 日